

東京学芸大学学生委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成15年6月5日

東京学芸大学長

岡 本 靖 正

平成15年規程第12号

東京学芸大学学生委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学学生委員会規程（平成11年規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「入学料免除，」を「入学料免除及び入学料徴収猶予並びに」に改める。

附 則

この規程は，平成15年6月5日から施行し，平成15年4月1日から適用する。

東京学芸大学学生委員会規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
<p>〔省略〕            （審議事項）            第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。            (1) 学生の課外教育活動に関する事。            (2) 学生に対する広報活動に関する事。            (3) 学生の賞罰に関する事。            (4) 学生及び学生団体の指導に関する事。            (5) <u>入学生料免除、授業料免除及び授業料徴収猶予に関する事。</u>              (6) 日本育英会奨学生に関する事。            (7) 学寮及び国際学生宿舎の管理運営に関する事。            (8) その他学生の厚生、福利及び指導等に関する事。            〔省略〕</p>	<p>〔省略〕            （審議事項）            第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。            (1) 学生の課外教育活動に関する事。            (2) 学生に対する広報活動に関する事。            (3) 学生の賞罰に関する事。            (4) 学生及び学生団体の指導に関する事。            (5) <u>入学生料免除及び入学生料徴収猶予並びに授業料免除及び授業料徴収猶予に関する事。</u>            (6) 日本育英会奨学生に関する事。            (7) 学寮及び国際学生宿舎の管理運営に関する事。            (8) その他学生の厚生、福利及び指導等に関する事。            〔省略〕</p> <p><u>附 則</u>  <u>この規程は、平成15年6月5日から施行し、平成15年4月1日から適用する。</u></p>